



薬 第 1439-3 号

令和3年10月21日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和3年10月21日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる4物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) N—（アダマンタン—1—イル）—1—（シクロヘキシルメチル）—1 H—
インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類

【通称名】ACHMINACA、Adamantyl—CHMINACA

(2) キノリン—8—イル—3—〔（4，4—ジフルオロピペリジン—1—イル）
スルフォニル〕—4—メチルベンゾアート及びその塩類

【通称名】2F—QMPSB

(3) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン
及びその塩類

【通称名】 M e t o n i t a z e n e

(4) 1- [1- (ベンゾ [b] チオフェン-2-イル) シクロヘキシル]
ピペリジン及びその塩類

【通称名】 B e n o c y c l i d i n e、B T C P

(5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和3年10月22日

健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701